



平成 21 年 11 月 26 日

各 位

会社名 株式会社ピクセラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 浩
(コード番号 6731 東証第 1 部)
問合せ先 専務取締役 池本 敬太
(TEL 06-6633-3500)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日（平成 21 年 11 月 26 日）開催の当社取締役会におきまして、平成 21 年 12 月 25 日開催予定の第 28 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）の施行に伴い、現行定款を次のとおり変更をおこなうものであります。
- ① 決済合理化法附則第 6 条の規定により、当社は決済合理化法施行日（平成 21 年 1 月 5 日、以下同じ）において、定款変更の決議がなされたものとみなされております。これに伴い、株券を発行する旨の規定を削除（現行定款第 7 条）、単元未満株券に関する規定を削除（現行定款第 8 条第 2 項）、「当会社の株券の種類」の文言を削除（現行定款第 9 条）し、株式取扱規程に定める事項を明らかにするため「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言の追加および修正（現行定款第 9 条）をおこなうものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」の廃止に伴い、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正（現行定款第 9 条）をおこなうものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決算合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日（平成 22 年 1 月 5 日）までこれを作成し、備え置くこととされているため、附則を新設し、所要の規定を設けるものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、所要の変更をおこなうものであります。
- (3) その他、一部字句の修正および条数の変更等、所要の変更をおこなうものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 21 年 12 月 25 日（金）

定款変更の効力発生日 : 平成 21 年 12 月 25 日（金）

4. 株主総会議案の議決結果について

本件を含む平成 21 年 12 月 25 日開催予定の第 28 期定時株主総会の議決結果につきましては、おって公表を予定しております。

[参考情報]

第 28 期定時株主総会に付議する予定の議案は次のとおりです。

- 第 1 号議案…………… 定款一部変更の件
- 第 2 号議案…………… 取締役 5 名選任の件
- 第 3 号議案…………… 監査役 1 名選任の件
- 第 4 号議案…………… 会計監査人選任の件 ※

※第 4 号議案「会計監査人選任の件」の詳細につきましては、本日（平成 21 年 11 月 26 日）別途公表の「会計監査人の異動ならびに一時会計監査人選任に関するお知らせ【追加】」をご参照いただきますようお願いいたします。

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>② 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会<u>の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第10条～第19条 <条文省略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>第21条～第32条 <条文省略></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p><削 除></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><削 除></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第9条～第18条 <現行どおり></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><削 除></p> <p>第20条～第31条 <現行どおり></p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以上